

第3回意見交換会（5/22（金））の指摘事項に対応する対応状況について

第3回意見交換会で口頭にてご質問・ご指摘いただいた点については、以下の通り対応しておりますので、対応状況を補足します。

- ・資料3-1「「プラント長期停止期間中における保全ガイドライン」の作成にあたり参考とした現場経験及び知見とその反映について」（第3回意見交換会（5/22（金）））（以下「資料3-1」とする。）の表9（分類表）は、技術論の確認の前提となるため、経年劣化要因の有無、劣化の程度、保全活動の目的との関係、PLM評価上の日常劣化管理事象分類との関係等について整理することが望ましい。
  - 資料2-1（2020年5月27日（水）提出）P105に、上記コメントを踏まえた分類修正案を追加。（なお、分類表の補足説明を次ページ以降に記載しております）
- ・資料3-1別紙4及び文献の記載内容について、ガイド別添Aの関係をより丁寧に記載することが望ましい。
  - 資料2-1（2020年5月27日（水）提出）P30～P48別紙4の記載を充実化（変更箇所朱書き）あわせて、P75～77, 93, 94文献の記載を充実化（変更箇所朱書き）
- ・資料3-1の分類の前提となる保全活動について、点検の頻度はどこで確認できるか。
  - 各事象者の点検頻度は、各発電所における使用環境や想定される経年劣化事象等を総合的に勘案して、各発電所それぞれで点検計画を決定します。これら点検頻度は、各発電所でご確認いただくことが可能です。なお、第3回会合資料の表9で「念のための点検」と記載していましたが、「必要な点検」との主旨で表9（P105）を見直しております。
- ・資料3-2「プラント長期停止期間中における保全ガイドライン（案）」（第3回意見交換会（5/22（金）））（以下「資料3-2」とする。）添付資料①で整理している経年劣化事象のうち「劣化」の個別劣化事例（ゴムの硬化可能性）の追記が望ましい
  - 資料2-2（2020年5月27日（水）提出）P34に、上述事象が読めるように記載を明確化
- ・資料3-2別添Aの取替可能機器リスト（表1.2-2）について、同表に示される部位以外にも、部分取替が可能な部位があるため、その扱いを明確にすることが望ましい
  - 資料2-2（2020年5月27日（水）提出）P A-1に、部位別に見て部分取替が可能なものの扱いに関する記載を追加。

その他

- ・SAケーブルの試験条件等を追記、コンクリートに関する技術開発状況を追記
  - 資料3-1（2020年5月27日（水）提出）
  - 資料3-2（2020年5月27日（水）提出）

(補足) 表 9 分類表

- ・ 表 9 は、左から右方向に、経年劣化の分類を整理しています。左欄、中欄、右欄で構成しています。
- ・ 左欄は、「劣化要因の有無」を分類しています。  
これは、ガイドの添付資料①③に挙げている長期停止期間中の経年劣化事象の想定要否分類（○・×）の解説欄であり、別紙 1・2 に記載のとおり、具体的な機器を想定せず、一般論として経年劣化要因に着目し、劣化要因有の場合は○、無の場合は×と整理しています。
- ・ 中欄は、左欄で○×と整理される経年劣化事象について、実際に別添 A（取替困難機器）の機器・構造物にあてはめた場合に想定される劣化の発生・進展の程度を分類した欄です  
これは、別紙 4 を技術根拠として、長期停止期間中の経年劣化の発生・進展の程度を、技術的な観点から分類（1～5）しています。  
なお、左欄において一般論として劣化要因有：○と分類しているものが、中欄においてそのまま進展有りと整理されるものではなく、中欄では、機器と部位を特定し、当該部位の使用環境（保管対策含む）等を考慮した上で、経年劣化の程度を分類しています。そのため、劣化の発生・進展が想定される（分類 2）と分類されるものだけでなく、「劣化の発生・進展が想定されない又は極めて小さい（分類 3・4）」と分類されるものがあります。

また、中欄では、長期停止期間中の保全活動欄を設けています。

これらの保全活動の目的は、①保管対策、②劣化の状況の点検の 2 つに大別しています。分類 2 及び 3 は、これら①②の保全活動により、経年劣化の抑制、傾向確認といった管理が必要です（本欄○）。この本欄の○印が付いている保全活動を、ATENA ガイドにおける長期停止期間中の保全ポイントとし、事業者に対して長期停止期間中の特別な保全計画への反映を求めています。

また、分類 4 は、劣化の発生・進展が想定されない又は極めて小さく、保全活動が経年劣化の進展と直接関係するものではありませんが、通常保全サイクルで採用している保全活動の考え方を元に、劣化の進展が無いことを確認することは必要であり、※ 4 に点検の必要性に関する注記を記載しています。

- ・ 右欄は、ガイドの別添 A の分類です。  
中欄において、劣化の発生・進展の程度について、技術的な観点から 1～5 に分類されたもののうち、分類 2・3 については、今回、「長期停止期間中の保全」に関するガイドとしてまとめるにあたって、適切な保全活動（保管対策や点検）として事業者を求めるものであるため、これらを、「保全活動を前提」に経年劣化の発生・進展が有意でない、もしくは想定されない又は極めて小さいとする分類「無①」として整理しています。

以上